

広報のほりべつおしらせ

発行 48. 5. 1 No.27

登別市民憲章

自然を愛し力をあわせて
緑と空気のいいばいある
きれいなまちをつくりましょう



看護婦、保健婦、保母の資格をおもちの方は

現在、各地域において看護婦さん等が大変不足しておりますが、市内の各病院においても同じ状態にあります。

市では、この対策として市内に居住し、看護婦、保健婦、保母の資格を持つての方で現在働いていない方々の名簿を作成いたしておりますので資格をお持ちの方は市視光商工課労政係までハガキ又は電話(五一二一一内二六九)でご連絡ください。

水道メータを

地上式に

— 貸付料は四月分から —

水道の地下メータを地上式に取替えることについては、昨年の広報六月号でお知らせしたところですが、この取替も市費により、四

十七年中に全て地上式に取替えました。

水道のメータ器は、給水装置を新設(水道を引く)するときに、従来のその人の負担により、取替けること(個人所有)にしていたが、昨年の七月からメータ器を市が負担して、市有財産としてその負担額の実費程度をメータ器貸付料として、毎月水道料金と合せて水道利用者よりいただくことに制度を改正いたしました。

水道メータの検定有効期間は八年ですが、年限に達していない地下式を使用している約五〇〇〇余戸の取替も四十七年中に地上式に替えましたので、これらの方(水道利用者)については、四月分より水道料と合せて納入していただきます。

このメータ器の貸付料は、給水管(水道管)の口径により、次の通り異なります。

口径	メータ器貸付料(月額)
1.3 吋	100 円
2.0 吋	145 円
2.5 吋	150 円
4.0 吋	250 円
5.0 吋	540 円

上鷺別東部地区 土地区画整理事業 の区域決定

昭和四十八年三月十四日北海道告示第六〇五号により、上鷺別東部地区土地区画整理事業の区域が決定され、関係書頭を市建設部区画整理課(三階)で縦覧いたしております。

この告示により、当該区域で建築行為をしようとする場合、建築確認申請のはかに都市計画法の規定による建築許可申請の手続が必要となりますので、ご注意が必要です。

なお、詳細については、区画整理課事業係にお問合せください。



五月上旬の予防接種

五月上旬の予防接種を次の日程表のとおりおこないますので、次の点に注意して受けるようにしてください。

・体温は必ず計ってください

・第三者にたのみず母親が付き添うこと

※ 接種会場

中央公民館(市役所うら)

※ 時間 午後一時〜一時三十分

※ 予防接種名 三種混合

ジフテリア

街頭献血に ご協力を!

採血車「ひまわり号」が、あなたのではへやってきます。

普段、献血する気があっても血液センターまで出かけるとなると億劫になりやめてしまうことが多いと思います。

このような潜在協力者を開拓することが「ひまわり号」の使命です。

献血のできる方は、満十六才以上、満六十五才未満の男女で健康な人です。

あなたの健康な血液は、重い病気や大きな怪我などで苦しむ人達の、尊い人命を守ることに役立てられます。

各人が一年一回献血にご協力くださるようお願いいたします。

△日時と場所
・ 五月七日 別駅西口前
・ 十三時〜十五時三十分ホムステア前

